

新制ギムナジウム上級段階における教科「スポーツ」

—改革当初のNordrhein-Westfalen州学習指導要領にみる授業組織—

竹田清彦

Über Fach Sport in der neugestalteten gymnasialen Oberstufe

—Die Organisation des Unterrichts in zuerst neubearbeiteten
Lehrplan “Sport” des Landes Nordrhein-Westfalen—

Kiyohiko TAKEDA

In Bundesrepublik Deutschland seit letzten Hälften sechziger Jahren wurden die reformierende Versuche ernstlich gemacht, den Bedürfnissen der gegenwärtigen Gesellschaft das Bildungswesen und die Organisation des Unterrichts anzupassen. In Bereich Leibeserziehung auch wurde “Schulversuch Sportgymnasium” ausgeführt. Dieser Schulversuch wurde aber durch die “Vereinbarung zur Neugestaltung der gymnasialen Oberstufe in der Sekundarstufe II” (KMK, 7.7.1972.) allmählich vergeschwundet. Das Kultusministerium des Landes Nordrhein-Westfalen verfasste nach diesen sogenannten “Bonner Vereinbarung des KMK” den Lehrplanentwurf für “Sport” in 1973.

In diesem Artikel hat der Autor die Aufklärung über den grundlegenden Rahmen der Organisation des Unterrichts im neugestalteten Oberstufe und besonders im Fach Sport versucht.

Der Umriss von Verlauf und Ergebnis der Diskussion ist wie folgt.

1. Die gesetzliche Grundlage, durch die der Bund und die Länder zusammen mit dem Bildungsplan entwerfen sollen, wurde nach der Abänderung von “Grundgesetz” in 1969 gegeben.

2. Infolgedessen wurde die fundamentale Richtung der Erziehungsreform durch “Strukturplan für Bildungswesen” vom Deutscher Bildungsrat und “Bericht der Bundesregierung zur Bildungspolitik” vom Bundesministerium für Bildung und Wissenschaft in 1970 veröffentlicht.

3. Der Rahmen von den Organisation des Unterrichts in gymnasialen Oberstufe wurde klar durch “Bonner Vereinbarung des KMK” gemacht.

4. Nach “Bonner Vereinbarung des KMK” abgefasste das Kultusministerium des Landes NRW das Lehrplan “Sport” mit den folgenden charakteristischen Merkmalen:

① Der Schüler wählt entweder “Grundkurs” mit drei Wochenstunden oder “Leistungsfach (-kurs)” mit sechs Wochenstunden.

② Der Schüler kann freiwillig die Sportarten aufgrund seines Interesses und/oder seines Niveaus wählen, die er die Oberstufe hindurch fortlaufend belegen will.

③ Die gesamte Ausbildung im Fach Sport wird in den einzelnen Sportarten in drei aufeinander aufbauende Stufen, den sogenannten Aufbildungsstufen, gegliedert.

④ Im Leistungsfach Sport wird das Fach Sporttheorie vom 2. Halbjahr der Jahrgangsstufe 11 ab bis zur Reifeprüfung durchgehend pro Halbjahr zweistündig unterrichtet.

⑤ Praktischer Unterricht im Leistungsfach Sport wird die Kooperation mit anderen Schulen und die Zusammenarbeit mit Vereinen und Verbänden empfohlen.

I. はじめに

西ドイツでは、1960年代末から1970年代初めにかけて州政府・議会の承認のもとに「スポーツ・ギムナジウム学校実験」が各地で展開された。「学校実験」とはいえ、古典的アカデミズムが強く支配する伝統的なギムナジウムに、従来ともすれば軽視されがちであった体育・スポーツが学科レベルでの導入を認められたということは、画期的なことであった。一方、「学校実験」の展開とほぼ時を同じくして連邦レベルでの一般的な教育制度改革構想が相次いで発表され、1972年7月7日には「学校実験」の継続を無意味としてしまう²⁸⁾「中等教育段階IIにおけるギムナジウム上級段階の改革に関する協定」が、「ドイツ連邦共和国常設文部大臣会議」(Die Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland. 以下KMKと略す)によって決議された。

通称「KMKボン協定」と呼ばれるこの協定は、従来の伝統的なギムナジウムの教育体制が、もはや今日の急激に変貌する社会の要請に対応し得なくなっている実状を改善するために、学年や学級固定の授業形式を学習者の選択に基づくコース・システムの授業形式に切り替えるなど、その教育の組織・内容・方法を大幅に多様化することを意図したものであり、それは「数多くの効果的な学校実験に基づいて」²⁹⁾て作成されたと述べられている。これらの一般的な教育改革構想と、当初はオリンピック・ミュンヘン大会に向けての選手養成対策という政治的要請にその主たる根拠を置いた「スポーツ・ギムナジウム学校実験」との直接的な結びつきについては、未だ不明確である。しかし、この協定によって教科「スポーツ」は、「監督官庁の認可を必要とする」という条件つきではあったが、重点(達成)教科(Leistungsfach)として設置することが可能となった。これは、「スポーツ」がアビトゥアにおける第2試験科目となり得ること、すなわち、ギムナジウムで「スポーツ」を重点教科として選択履修した生徒には、その学習した内容を、いかなる大学のいかなる専攻分野においても学習することができる「一般的大

学入学資格」(Allgemeine Hochschulreife)の獲得に結びつける道が開かれたことを意味する。「教科〈スポーツ〉をドイツのギムナジウムの伝統的な主要諸教科と原則的に同等の位置に置く」ことを決議したことにより、「ギムナジウム上級段階における学校スポーツの歴史に新しい局面を開いた」³⁴⁾という意味で、この「協定」が今日の西ドイツのスポーツ教育に持つ意義は極めて大きい。

筆者は、我国における高等学校体育学科のより良きあり方を求める立場から、西ドイツにおける「スポーツギムナジウム学校実験」に注目し、その構想背景や実態を明らかにするとともに、「学校実験」が試行半ばにして「KMKボン協定」のため解消せざるを得なくなったことを報告してきた^{26,31)}。この小論では、そのような「KMKボン協定」によって共通理解されたギムナジウム上級段階とはどのようなものか、またそれに則して改革された発足当初の教科「スポーツ」はどのような授業組織構想を持っていたかを、ノルトライン・ヴェストファーレン州(以下「NRW州」と略す)の学習指導要領について明らかにしたいと思う。なお、ここでNRW州の学習指導要領を代表例として取り上げたのは、NRW州が「スポーツギムナジウム学校実験」にも「最も積極的に取り組んだ」⁹⁾西ドイツにおける体育・スポーツ研究の先進州であると同時に、この学習指導要領が、ケルン・スポーツ大学はじめ多くの関係者の協力のもとに他の州にさがけて発表され、その後、諸州の学習指導要領作成の際にモデル視されたという点に拠っている。

II. ギムナジウム上級段階の改革

1) 中等教育改革の基本構想

伝統的に文化連邦主義(Kulturföderalismus)体制、すなわち教育・科学・文化の面に関しては各州が大幅な立法権と行政権を持つ体制が維持されている西ドイツでは、かねてから州による教育制度上の差異が、他州への転居を余儀なくされた子どもたちやその親に、しばしば不必要な教育上の困惑を強いていることの不当性が指摘され、現代社会の要求に対応し得るような全国的に標準化

された教育制度への改革が強く求められていたが、それを現実化させるための法的基盤を欠いていた。しかし、1969年5月の基本法（西ドイツ憲法）の改正によって、大学・学術領域における連邦の権限の大幅な拡大と、教育計画の立案は連邦と州が共同で行うべきことが新たに規定されたことにより、1970年2月にはドイツ教育審議会（Deutscher Bildungsrat）が、西ドイツにおける教育制度改革のマスター・プランともいえるべき「教育制度に関する構造計画」を、さらに1973年6月には連邦・各州教育計画委員会（Bund-Länder Kommission für Bildungsplanung）が「教育総合計画」を相次いで発表した。

「構造計画」は、「学習者の教育への権利を親や国が保障すること」を教育政策の根本方針とすべきことは論をまたないが、「学校は将来、ますます教育の過程における最初の段階にすぎなくなるであろう」と予測されるから、学校における最も重要な教育と学習の目標は「学習を学習すること」

（Lernen des Lernens）であり、「生涯学習へのレディネスを与えること」でなければならないと述べると共に、他律的ではなく、自己規定的に進められる学習に即して子どもたちが獲得する興味や学習の喜びこそ学習の動機や能力を高め、自主的な継続学習への刺激となるとの理解から、これからの学校教育においては、子どもを能動的にし、問題へと方向づけ、自主性とイニシアティブと協力的態度を促進するような学習がますます展開されなければならないことを強調した¹⁷⁾。

「構造計画」は、このような教育制度改革のための基本的立場から広範囲にわたって内容ゆたかな提言を行っているが、とりわけここに示された「カリキュラム」の概念は注目に値する。「構造計画」では、「カリキュラム」は「一定の学習目標の顧慮のもとに、内容的にも定められた学習過程（Studiengänge）の組織化された配置」であり、それはまた「一定の順序で行われる学習過程の内容を表すと同時に、一定の学習プログラムを遂行する学習者に関係する」と定義されている。これは、各学校段階・学年に対して義務的な諸科目のプログラムを示しているところの、各州政府機関によって作成・告示される教授プラン（Lehrplan）の同義語と理解されていた従来のカリキュラム概念を排斥し、それは一人一人の生徒のための具体的な学習指導の方法に関係する部分をも包含する

ものと、もっと広く柔軟に理解されるべきものだという見解を示している。そして同時に、そのようなカリキュラム概念が現実に有効に機能するためには、教育制度は「個々の生徒の必要に応ずるための個別化された学習プログラムの提供が可能」であるように、換言すればカリキュラムの諸要求に適合するように、可塑的でなければならぬことを主張しているのである¹⁸⁾。

「構造計画」が勧告する構想や観念を教育政策上の目標や課題にさらに具体化したと思われるのが、前記「教育総合計画」と連邦教育科学省の教育白書「教育報告1970年、連邦政府の教育政策報告¹⁴⁾」である。

なかでも、「教育報告」の中等教育に関する提言は重要である。それはまず、従来の三分岐構造の中等教育制度¹⁹⁾と第4学年終了時に行われる早期選抜が、教育の面において一種の社会階級の格差の維持・再生産に奉仕していること、普通教育の学校系統と職業教育のそれとが厳然と分離されていること、また伝統的なドイツの教育理念が言語的・歴史的な面に偏っていることなどを指摘し、それらが一定の社会的グループに不利益をもたらすと同時に自然科学、技術、人間科学、社会科学の発展に依存している今日の産業社会の諸条件にも適合しないことを批判して、これらの欠陥を克服するための具体的な改革の方策を提示している²⁰⁾。その主なものには、次のような事項が挙げられている。

- ① 従来の3種類の中高等学校を廃止し、3者を垂直的に完全に統合した総合制学校（Integrierte Gesamtschule）に改革する。
- ② 従来の半日学校（Halbtagschule）制度を終日学校（Ganztagschule）制度に変える²¹⁾。終日学校は、音楽のおよびスポーツ的領域の強化に対しても最上の諸前提条件を提供する。
- ③ すべての生徒に、共通の学習領域を有する科学（学問）に方位づけられた基礎教育を行う段階として中等教育段階Ⅰ（第5～第10学年）を置き、その修了者には「アビトゥアⅠ」を与える。
- ④ 第5、第6学年はオリエンテーション段階とし、その後の多様化される学習システムに備えて必要な情報を獲得させる。これは生徒一人一人の学習能力や傾向・関心に応じた助

成・促進が目的の段階であり、選抜のためのものではないことを銘記すべきである。

- ⑤ 中等教育段階Ⅱ（第11～第13学年）の修了者には「アビトゥアⅡ」が与えられるが、それは普通教育課程、職業教育課程、両者を組み合わせた課程のいずれの修了に対しても与えられる。
- ⑥ 自然科学および技術の領域を強化し、社会科学および人間科学における従来は認められていなかった教育領域を導入するなど、新しいカリキュラムを開発する。
- ⑦ 生徒一人一人の学習能力や傾向・関心に応じて多様化された教育内容と学習指導の形式・方法を提供する。
- ⑧ 学校における共同生活を民主化し、学校における諸決定に生徒にも年齢に応じた共同決定権を与える^{2,5)}。

2) 「KMKボン協定」におけるギムナジウム上級段階の授業組織

「構造計画」の勧告や「教育報告」の教育政策を受けてギムナジウム上級段階改革の具体的審議に入ったKMKは、それぞれの州が「大学の諸専門領域への移行の段階を、すべての生徒に共通の基礎教育を保障すると同時に、一人一人の生徒のために学習を特殊化する余地を与えるように構造化する」¹⁰⁾ための基礎として、1972年に前述の「KMKボン協定」を決議した。改革の焦点は、「社会の要請と個人の要求を満足させる」ため、生徒に「素質傾向と学習進度(Leistung)」に応じて「基礎コースと達成コースの自由な組み合わせの可能性を認める」多様化された授業組織の確立である¹¹⁾。ここでまず、その内容を概観してみよう。

この「協定」が構想する多様化されたギムナジウム上級段階は、通算第11・12・13学年からなり、それを通過するのに要する年限は、最低2年、最高4年、通常は3年間と規定されている¹²⁾。「協定」にはその区分表示はないが、NRW州の規定²⁴⁾によれば、この中にはさらに、「導入段階」（第11学年）と「資格賦与段階」（第12・13学年）の2つの段階に分けられる。1学年度は前期と後期の2学期制であり、第13学年の後期末に大学入学資格試験を兼ねる卒業試験(Abiturprüfung)が行われる。

ギムナジウム上級段階では従来の学年・学級固

定の授業システムは、原則としてその枠をはずした基礎コースおよび達成コースによる授業システムに変えられる。コースはテーマ別に開設され、その持続期間は半年間（1学期）であるが、コースの内容は、それが属する教科に適用される学習指導要領の指示に従わなければならないとされている。

〈第11学年前期の授業形式〉：導入段階は資格賦与段階におけるコース・システムの授業への移行・準備の段階であり、「協定」は「コース・システムは、遅くとも第12学年の始めから完全に実施されるように、第11学年で導入する」とのみ規定しているが、NRW州の規定²⁵⁾によれば、第11学年前期の授業は基礎コース（3時間/週。ただし「スポーツ」は2時間/週）のみで、心修授業が主であり、そのほかには週当たり3時間の自由選択授業を3コース履修することが認められているだけである¹⁴⁾。

〈第11学年後期の授業形式〉：後期になって初めて、個々の生徒が重点学習経路を構成するための達成コース（6時間/週）が導入される。生徒は教師と相談しながら、前期に履修した教科のうち自分に最も適していると判断される2つの教科を選択し、それらを重点教科として登録する。ただし、第1重点教科は、「中等教育段階Ⅰから継続履修している外国語」、「数学」、「自然科学教科」のいずれかでなければならない。これに対して第2重点教科の選択はまったく自由である。この2つの教科は資格賦与段階でも継続して学習されるものであり、ともに必然的にアビトゥア試験科目¹⁵⁾となる。アビトゥア試験は後述の3つの課題領域のすべてについて行われることが前提条件であるから、2つの重点教科を決定する際には、アビトゥア第3・第4試験科目として何を選ぶかを同時に考慮しておかねばならないことが必然的に求められる。

〈授業領域〉：上級段階の授業領域は、すべての生徒に共通の基礎教育を行う必修領域と、一人一人の生徒がその素質傾向や関心にしたがって自由に自分の学習の重点を構成する選択領域からなり、週当たりの総授業時数は30時間を原則とし、両者の時間比率は2対1である。

「これまでに獲得した知識あるいは技能を深化・拡大する」ことをねらいとする必修領域は、「第1課題領域—言語・文学・芸術」、「第2課題

領域—社会科学」,「第3課題領域—数学・自然科学・技術」,「宗教学(授業内容と週授業時数は、各州の規程にしたがう)」,および「スポーツ」の5領域からなり、適切なテーマ選択と授業形式とによって、それぞれの専門に固有の思考様式と方法に対する基礎的な洞察を行う能力を育てることが求められている。

「スポーツ」は3つの課題領域には属さない独立した専門領域として位置づけられ、原則として基礎コース教科であり、スポーツ種目別のコースが提供される。ただし、所管の監督官庁が認めた場合は、選択領域の達成コースとして開設することができる。

第12・13学年の生徒は、各学期に必修領域の基礎コースと達成コース(同一教科の基礎・達成両コースを同時に履修することは認められない)において週当たり約20時間の授業を受けなければならないが、その場合、4つの学期の総計で少なくとも第1課題領域では22時間(基礎コース・達成コースを問わず国語を最低2学期コース、選択外国語を2学期コース、文学または芸術を2学期コース含むことが義務)、第2課題領域で16時間、第3課題領域で数学2、自然科学教科4の学期コースを含む22時間、「スポーツ」で8時間という最低条件が定められている²⁶⁾。

選択領域の教科は、3つの課題領域の下に位置づけられる教科が原則であるが、学校が提供する授業領域をできる限り拡大するために、教育の条件が整備されていれば「すべての科学を授業対象とすることができる」。したがって、スポーツ科学をその基礎科学とする「スポーツ」も、所管の監督官庁によって相応の指導体制とスポーツ施設を所有していると認定された学校では、選択領域の達成コースとして開設することが当然認められている。なお認可の基準は、「スポーツギムナジウム学校実験」のためのそれと同程度の内容と考えられる²⁷⁾。

以上が「KMKボン協定」が意図する新しいギムナジウム上級段階における授業組織の概要である。

III. NRW州におけるギムナジウム上級段階の教科「スポーツ」

各州の文部省はそれぞれ、「KMKボン協定」に基づくコース・システムによる教科「スポーツ」

の具体的な指導計画の検討を進めることになったが、それらは実際にどのように組織化されたかを1973年に公表されたNRW州学習指導要領(Lehrplan)¹⁵⁾によって見てみよう。

この学習指導要領は、「完成されたものではなく……広い範囲から批判・要求が寄せられることを期待している」と記述されていることから分るように、同作成委員会の「第2次草案」²⁷⁾として出されたものであるが、ケルン・スポーツ大学はじめ多くの関係者の協力のもとに他の州にさきがけて発表された影響力の大きいもので、1981年に改訂されるまで州内のギムナジウムにおける上級段階「スポーツ」の授業計画作成の指針となっていた。

ここでは、生徒の興味・能力に応じた教育内容・方法の多様化の要求を、「スポーツ種目ごとに技能レベルに対応する複数の教育段階を設ける」および「学習するスポーツ種目を生徒に自由に選択させる」という2つの基本原則と、「基礎コースか達成コースか」の学習経路の選択とを中心に、次のように組織化することによって受け止めようと構想されていた。

1) 教育段階(Ausbildungsstufe)

学年・学級の壁を取り払ったコース・システムによる教科「スポーツ」の学習指導は、生徒の学習進度に応じた多様化の要求を保障するための方策として、次のようにスポーツ種目ごとに3つの教育段階を設け、それによって行われる。

教育段階I(初級)＝初めてそのスポーツ種目を学習する生徒、あるいはそのスポーツ種目の初級の目標を達成できなかった生徒のための段階。内容は、各スポーツ種目に固有の基礎(技能、行動様式、知識)の獲得。

教育段階II(中級)＝初級の学習目標が達成された生徒のための段階。内容は、基礎の改善と、さらに進んだ技能、行動様式、知識の獲得。

教育段階III(上級)＝スポーツの才能に恵まれた生徒、とくに「学校を代表する競技チームとしばしば同一視される能力水準集団および重点教科スポーツを選択している生徒」のための段階。内容は、高度な達成要求のもとでのスポーツ種目に固有の技能の一層の発達、運動構成能力(Gestaltungsfähigkeit)の改善、体力の向上、およびそれぞれのスポーツ種目において競技会に効果的に参加できるような洗練された作戦行動様式

(taktische Verhaltensformen)の獲得。

それぞれの教育段階には、スポーツ種目別に「学習目標」、「学習内容(技能・作戦・ゲームまたは競技・その種目独自の体力づくり〈Kondition〉・理論)」、および「学習結果の確認(Lernerfolgskontroll)」の項目ごとの具体的内容が示され、「一般的には中級教育段階の学習目標と学習内容」の達成がギムナジウム上級段階の「スポーツ」授業のねらいだとしている¹⁶⁾。

2) 基礎コース「スポーツ」

「スポーツ」は必修領域教科であるから、重点教科「スポーツ」を選択しない一般の生徒には、第11学年後期から第13学年前期までの合計4つの基礎コース「スポーツ」(3時間/週)を履修することが義務づけられている。このため生徒は第11学年前期終了時に、関心に応じて次のA・B2つのスポーツ種目群のうち、学校が提供するものの中から原則として各群1種目ずつ、合計2つのスポーツ種目を選択し、上述の3つの教育段階の中の自分の能力水準に相応しい段階で、それぞれ2学期コースずつ継続履修する。

A群：バスケットボール、サッカー、ハンドボール、ホッケー、テニス、卓球、バレーボール。

B群：フェンシング、器械体操、体操、柔道、陸上競技、ボート、水泳、スキー^{*}、ダンス。

(*スキーは、この2つのスポーツ種目のほかに選択しなければならない。)

なお、学校は授業提供を計画する際には、「生徒を生涯スポーツに動機づけるために、余暇スポーツ種目を提供するよう配慮する」ことが強く求められている。

したがって、第11学年前期の授業の中心課題は、基礎コースか達成コースか、また如何なるスポーツ種目にするかの選択を助けるための情報提供におかれ、必修領域で週2時間の「スポーツ」授業が行われると同時に、重点教科「スポーツ」を開設する学校では、その選択を意図している生徒のために選択領域で週3時間の「スポーツ」が提供される。

なお、選択したスポーツ種目の変更は、第11学年後期の終了時に1回だけ認められる。また第13学年後期には必修の「スポーツ」授業はなくなり、希望する生徒は任意に選択した基礎コースで好き

なスポーツを1~2種目履修することができるようになっていく。

3) 重点教科「スポーツ」

「重点教科スポーツは、極端に高い要求がなされる教科ではない¹⁷⁾が、「スポーツ」を重点教科として選択しようとする生徒は、当該専門の教師と相談することは勿論のこと、「スポーツ医の診断と身体の適性検査を内容とする〈健康テスト〉を受け、この教科への適性を証明すること」が義務づけられている。

その重点教科「スポーツ」の授業は、次のような内容の実技部門と理論部門からなっている。

〈実技授業〉：重点教科「スポーツ」を選択する生徒は、第11学年前期終了時に、次のスポーツ種目群のうち、学校がその条件に基づいて提供するものの中から、教師の助言をもとに「自分の達成能力が最もよく開発される可能性がある」重点スポーツ種目1つと、少なくとも3つの副スポーツ種目を選択する。

重点スポーツ種目の学習目標は、競技会で選手として十分に活躍できる競技能力の獲得(上級の要求内容の達成)であり、副スポーツ種目の学習目標は、重点スポーツ種目以外の運動領域における経験の拡大に置かれている。

重点教科「スポーツ」のためのスポーツ種目の分類：

A群＝バスケットボール、サッカー、ハンドボール、ホッケー、バレーボール。

B群＝フェンシング、器械体操、体操、柔道、陸上競技、ボート、水泳、ダンス。

C群＝スキー、テニス、卓球。

ただし、重点スポーツ種目と副スポーツ種目の選択には、次のような制約がある。

① 重点スポーツ種目をA群から選んだ場合は、副スポーツ種目をB群から2つ、AまたはC群から1つ選ぶ。アビトゥア試験のための副スポーツ種目はB群から選んだうちの1つになる。

② 重点スポーツ種目をB群から選んだ場合は、副スポーツ種目をA群から2つ、BまたはC群から1つを選ぶ。アビトゥア試験のための副スポーツ種目は、A群から選んだうちの1つになる。

③ 重点スポーツ種目をC群から選んだ場合は、副スポーツ種目をA群から2つ、B群か

ら1つを選ぶ。アビトゥア試験のための副スポーツ種目は、B群から選んだものになる。

この重点スポーツ種目は、第11学年後期以後の5つの学期を通して履修し、一方、副スポーツ種目は学期ごとに順次種目を変えて履修する。その際、生徒はアビトゥア試験科目に予定した副スポーツ種目を、第13学年の後期にもう一度履修しなければならない。しかし、同じ副スポーツ種目を3回履修することはできない。なお、重点スポーツ種目の選択変更は、原則として第11学年後期終了時のみ認められる。

週4時間の実技授業は、スポーツ種目別コースで2時間続きの授業として行われ、その配分は、重点スポーツ種目2時間、副スポーツ種目2時間である。そして授業は、効果的学習の場が保障されるように、隣接する他の学校や地域のスポーツ・クラブあるいは協会との共同活動として組織化することが望ましいとされている¹⁹⁾。

〈理論授業〉：「スポーツ理論」は、第11学年後期から卒業試験まで各学期とも週2時間の授業が行われる。重点教科の授業提供の中に「スポーツ理論」を取り入れるための基礎は、勿論、「KMKボン協定」第6条第7項、「達成コースは、スポーツ科学の部分領域、〈例えば生物学あるいは心理学〉を含んでいなければならない」¹²⁾に求められるが、この学習指導要領はさらに具体的に、「自分自身のスポーツ実践についてばかりでなく、それ以上にスポーツという現象を真正面から見すえ、より深く取り扱おうと意図する者にとっては、必修「スポーツ」授業が要求する課題だけでは不十分であり、学校の外で行われるスポーツにも妥当する疑問・問題を体系的に調べ、論議することを内容とする授業によって補完してやる必要がある」¹⁹⁾とその理由を述べた上で、理論授業の取扱い領域として、テーマとともに次の6領域を挙げている：

第1領域：スポーツ生物学

1. スポーツ事故、2. スポーツ傷害、救急法、3. スポーツ生理学。

第2領域：トレーニング論

1. 有機体の積極的適応としてのトレーニング、2. 基礎概念：刺激・刺激閾・反応・反射・本能・学習、3. トレーニングの類型、など11テーマ。

第3領域：運動学

1. 運動構造の洞察と記述、2. スポーツ運動経過の特徴、3. 運動の根本動機、など7テーマ。

第4領域：スポーツ教育学

1. スポーツにおける陶冶動機、2. スポーツにおける学習、3. 素質能力の研究と体育・スポーツに対するその意味、など5テーマ。

第5領域：スポーツ社会学

1. スポーツ組織、2. スポーツの社会政策的機能、3. 現代社会の社会学的構造の変容から生ずるスポーツの意義の根源、など7テーマ。

第6領域：スポーツ心理学

1. 動機づけ、2. スポーツ固有のパーソナリティ特徴、3. 成功・失敗、など8テーマ。

このうちスポーツ生物学、スポーツ社会学、トレーニング論の領域のテーマは、必ず授業で取り扱わなければならないこと、スポーツ理論の授業を深化させるために、他の科学領域の専門家の協力を得ること、その際、とくに生物学、社会学、教育学に重点を置いて学習させることが望ましいこと、などが指示されている²⁰⁾。

またスポーツ理論授業の目的については、上述の導入理由から、大学進学後のスポーツ研究に備えてスポーツ科学の内容を一面的に先取りすることでも、生徒に「職業的オリエンテーション」を行うことでもなく、「重点教科スポーツの授業の質を確かなものにする」ことにあることは自明のことであり、理論授業の教授学的課題は実技授業の課題との関連性、すなわち、生徒に理論と実践の因果関係を追求させることであるとして、次の2つの課題を提示している：

a) 合理的なスポーツ実践

これは、スポーツ種目やスポーツ科学の諸専門領域の知識(例えば戦略やトレーニング論の知識)を獲得することによって、計画的、建設的、構成的にスポーツを実践する能力を身につけるという課題である。

b) 実践に対する省察

これは自分のスポーツ行動を分析し、様々な現象形態や様々な関係構造を持つスポーツについて論議し、さらにスポーツに対する自分自身の姿勢を確立し、また他人の見解を批判的に受け止めることを学ぶという課題である。

この2つの課題の追求は、いずれも実践と結び

ついて初めて可能であり、「課題 a）」と密接に関係づけて取り扱うことが容易なトレーニング論は勿論のこと、「課題 b）」により強調点を置くスポーツ科学の専門領域から選出された他のテーマも、例えば仲間プレーヤーの攻撃的行動を具体的な状況の中で体験した生徒に、この体験から出発して、スポーツ心理学領域で攻撃現象を省察させたり、攻撃理論を学習させるなど実践と結びつけて取り扱うことは可能であり、他の専門学領域に属する疑問・問題も同様な取り扱いがなされねばならないことを強調している。

4) 評 価

生徒が4つの基礎コース「スポーツ」のうち資格賦与と段階の3つにおいて獲得した成績得点は、その生徒の基礎コース全体の総合修了資格を判定するための得点に合算される。また「スポーツ」は、第11学年から第12学年への進級の可否を認定する際の得点に合算される教科の1つである。ちなみに、医師の診断によって「スポーツ」授業を免除された生徒は、他の教科の基礎コースを履修し、その成績が「スポーツ」のそれに代用される。

スポーツ種目の学期ごとの成績は、平常点(50%)と期末テストの成績(50%)の総合によって与えられる。このうち平常点のための評価項目として、①授業内で随時確認される学習到達度、②生徒の個人的学習進歩の割合、③学校外におけるスポーツの成績、④知識、⑤社会的行動：競技会の準備、審判活動、授業への協力(Mitgestaltung des Unterrichts)、補助と安全、グループ中での活動、校内競技への参加)が指示され、一方、期末テストのための評価項目とそれらの配点比率は、①ゲーム能力(50%)、②当該スポーツ種目の技能(25%)、体力づくり(25%)が妥当であるとされている²¹⁾。

また「スポーツ理論」の評価は、学期ごとに2時間の筆記試験によってなされる。実技・理論とも、次に示すように成績評定は一定の基準にしたがって一旦点数化され、それから総合評定が導き出される評価方式になっている。

実技部門の評価の際の重点スポーツ種目と副スポーツ種目の配点比率は4対3で、部分評定も総合評定も、ともに点数化して出される。重点教科「スポーツ」の最終成績は、実技部門の評定点と理論部門の評定点を2対1の比率で算出し、その合計で求められる。

成績評定と点数との関係は、次の表の通りである。

評定と記号	評定内での傾向に対応する点数		
	(上)	(中)	(下)
非常に良い → [1]	15	14	13
良い → [2]	12	11	10
満足できる → [3]	9	8	7
十分である → [4]	6	5	4
劣っている → [5]	3	2	1
非常に劣っている → [6]		0	

〈実技部門の評価例〉

評 定	評定の点数	配点比率	小計
重点スポーツ種目:[2]の中→	11	× 4	= 44
副スポーツ種目:[4]の下→	4	× 3	= 12
実技部門の得点 = (44+12) ÷ (4+3) = 8			

したがって、実技部門の評定は「満足できる = [3]の中」となる。

理論部門の成績を、評定が2、評定に対応する点数を11とすると

[実技と理論の総合評価]

評 定	評定の点数	配点比率	小計
実技部門:[3]の中 →	8	× 2	= 16
理論部門:[2]の中 →	11	× 1	= 11
総合得点 = (16+11) ÷ (2+1) = 9			

したがって、総合評定は「満足できる = [3]の上」となる。

〈重点教科「スポーツ」におけるアビトゥア試験〉：アビトゥア試験では、2つのスポーツ種目、すなわち、重点スポーツ種目と副スポーツ種目の中から選んだ1つのスポーツ種目についての実技試験と、3時間の筆記試験(小論文)が行われる。卒業判定のための重点教科「スポーツ」の総合成績は、アビトゥア試験における3つの試験部門(2つのスポーツ種目と筆記試験)の成績と資格賦与段階における学期コースの成績とを、特別の点数計算方式によって合計して出されるが²²⁾、ここでは割愛する。

IV. 授業組織構想への若干のコメント(まとめに代えて)

この小論の目的は、始められたばかりの「スポーツギムナジウム学校実験」から実験継続の意味を奪いとる原因となった²⁸⁾「KMKボン協定」の協定内容と、それに基づいて作成されたNRW州学習

指導要領「スポーツ」における授業組織の特徴を明らかにすることであり、それらは前節までのようにまとめることができた。ここでは、それに若干のコメントを付け加えることにしたい。

「学習社会」あるいは「価値多元社会」と特徴づけられる今日の社会の要請に応え得る後期中等教育段階の教科「体育（スポーツ）」における学習指導は如何にあるべきかという問いに対する1つの、そして我々にとって極めて価値の高い示唆を与える回答が、10年以上も前にこの学習指導要領によって示された。多様なスポーツ技能レベルの要求に応ずるための複数の教育段階の用意、学習するスポーツ種目を生徒が自由に選択できる可能性の拡大、学習するスポーツ種目数の少数限定、といった授業組織化構想は、これからの学校教育の最も重要な課題は、「学習を学習させること」と「生涯学習へのレディネスを与えること」であり、「自ら規定する学習で得る興味と喜びこそが学習の動機や能力を高め、自主的な継続学習への刺激となる」¹⁷⁾とするドイツ教育審議会の学校教育に対する基本的立場に支持を与えるものであり、今日の社会の要請に応え得るためには、生徒に自分の学習経路の自主的な構成を促すことによって学習活動により大きな自覚と責任を意識させ、彼らをして自己の素質能力の最大限の開発、および教科「スポーツ（体育）」の学習と生涯スポーツの融合に自律的・積極的に取り組ませるように従来の教科「体育」を改革しなければならないとする意図を、そこから明白に読み取ることができる。

しかし、このような授業組織改革構想は、この学習指導要領によって初めて披瀝されたものでないこともまた、指摘されなければならない。すなわち、この学習指導要領、あるいはその「第1次草案」（注7を参照）より以前に西ドイツの各地で展開された「スポーツギムナジウム学校実験」、ドイツ体育教師連盟（Bundesverband Deutscher Leibeserzieher=BVDL）の「教科体育の授業改革に関する勧告」⁶⁾、さらには「KMK」、ドイツ・スポーツ連盟、地方自治体首長連盟（Die kommunale Spitzenverbände）、連邦教育科学省の4者によって共同決議された「学校スポーツ行動計画」¹⁸⁾（Aktionsprogramm für den Schulsport）などにおいては、既に断片的にはあるが、同様の主張がなされているのである。

例えば、授業組織・授業方法・施設と用具・教

師養成と継続教育の4項目について体育授業改革の方途を述べたBVDLの「勧告」は、1970年5月8・9日と6月26・27日の2回にわたってグツンゲンで開催された委員会での討議の結果決議されたものであるが、そこでは教科体育の授業は、必修の学級授業のほかに「学級の枠をはずした、あるいは2つの学年にまたがる同じ傾向の生徒の集団（Neigungsgruppe）を対象とする授業」、「競技選手集団（Trainingsgruppe）を対象とする授業」、「年長生徒が指導にあたる運動クラブ（Arbeitsgemeinschaft）を対象とする授業」など生徒の自由選択の領域を大幅に認める授業形態を導入すべきであるとし（「勧告」I-1）、さらに種目選択の可能性を大きくするための授業提供範囲の拡大（同、I-12）、学習させる種目数の限定——最後の2学年で学習する種目数を2とし、成績証明書には学習した種目名も記載する（同、I-11）、隣接学校との授業における共同活動の推進（同、I-17）、競技選手集団の授業における種目別スポーツ協会との密接な共同活動（同、I-18）など、授業を多様化するための思いきった提言が行われている。このBVDLの「勧告」は、「教育改革の一環として、連邦教育・科学大臣フォン・ドナディーによって認められ」¹⁴⁾であり、その事実から、その後各地の各レベルで行われた体育授業改革の具体的方策検討の過程において、この「勧告」がかなりの影響力を持ち得たであろうことは十分に推測されうる。

他の学校やスポーツ協会との授業における共同活動はすでに「スポーツギムナジウム学校実験」で実施されていたし^{29,32)}、また「学校スポーツ行動計画」においても学校が自由時や生涯スポーツを考慮したスポーツ種目を提供することの必要性（KMK¹³⁾Wolf, s. 182）、興味・傾向・能力などによる授業の多様化（同 s. 185）、スポーツ英才と同時に運動学習に障害を持つ生徒のための特別授業措置の強調（同 s. 186）、スポーツ関連職業をめざす教育コースとスポーツの科学研究をめざす教育コースを重点教科「スポーツ」の中に設け、スポーツ科学のためのカリキュラムを導入する（同 s. 185）などが主張されていたし、この「スポーツ理論」の授業は、不十分ながら実際に「学校実験」で行われていた^{30,33)}。NRW州教科「スポーツ」の授業組織構想が、これら先行する実践や提言の内容と大きく隔たっているものでないことは

明らかである。勿論、だからといってこの学習指導要領に体育授業改革の視点における意義が認められないというのではなく、これらの提言や実験の成果を、いち早く一般的な教育制度の中に具体化した点は高く評価されて然るべきである。

しかし、問題はこの授業組織の実際の教科指導への反映であろう。自由選択による生徒の希望に、学校はどこまで対応できる体制を持ち得ているか。スタッフや施設・用具、経費、近隣の学校やスポーツ協会との共同活動などから生ずる教育責任や時間割編成技術上の問題はどのように解決されているのか。さらに学校間の差異が当然予測される授業の内容や質と統一共通試験の性格を持つアビトゥア試験との関係の問題はどう処理されているのか。この授業組織構想の評価のためには、これらの疑問への接近が次に試みられなければならない。

注

注1) 西ドイツの一般的就学義務年限は6歳から15歳までの9年間であるが、子どもは初等教育段階である4年間の基礎学校(Grundschule)修了後、5年制の基幹学校(Hauptschule)、6年制の実科学校(Realschule)、大学に直結する9年制のギムナジウム(Gymnasium)のいずれかに進学するが、1973年の統計によれば、通算第7学年の全生徒のうちの21.9%が実科学校に、24.6%がギムナジウムに在籍しており、残りの生徒は基幹学校に進んでいることを示している。なお、1974年には既に全国で168校の総合制学校がKMKに登録されている。しかし、それらには3つの学校種別を解消させた完全統合型と、それぞれの独自性を保持させたままで緊密に協力させて行こうとする協力型とが混在している。

注2) 半日学校とは、午前8時から午後1時までで1日の授業を終了する学校のこと、終日学校とは、午後4時まで授業を行う学校のことをいう。「教育報告1970年」は、半日学校システムは宿題や家庭学習を増加させ、親が十分な援助をすることができない家庭の子どもに不利益を与えると批判している。

注3) とくに成績が優秀な生徒は、第10学年前期修了後に第11学年後期課程へ、あるいは第10学年後期修了後に第12学年前期課程へ進級することができる。上級段階を2年間で修了する場合も、アビトゥア試験では第12・第13学年のために指定された条件を満たしていることが前提とされる。また成績不振の生徒には1年間だけ留年が

認められ、何らかの理由でアビトゥア試験不成立と認定された生徒は、1回だけ再挑戦の機会が与えられる。

注4) NRW州文部省は、従来のギムナジウムにおける問題点を「その能力の重点が、たとえば数学や自然科学にある生徒たちにも、言語の学習において、それを将来専門にする者と同じ成果を要求した」ことにあるとし、新しい上級段階においては、「学習領域を自ら選ぶ〈選択・決断能力〉」、「自分の能力の重点に集中する〈個別化〉」、「より大きなイニシャティブと自己活動を行う〈自主性〉」という3つの可能性が保障されるとしている。

注5) アビトゥア試験における試験科目は4つある。第1試験科目と第2試験科目は「資格賦与段階」で4つの達成コースを履修し、修了試験に合格している2つの重点教科であり、いずれの科目も筆記試験と口述試験が行われる。第3および第4試験科目は「2つの重点教科以外の、3つの課題領域に属する」基礎コース教科であり、やはり「資格賦与段階」の4つの基礎コースを修了していることが前提条件である。このうち第3試験科目については筆記試験と口述試験が行われ、第4試験科目では口述試験のみが行われる。なお、4つの試験科目によって、3つの課題領域が満たされなければならない。また「スポーツ」を第3試験科目にすることは認められていない。

注6) 長島は「各学期において履修さるべき最低コース数は5コースと定められている」としているが、「KMKボン協定」にその記述はない。(長島啓記：ギムナジウム上級段階における学習の形態とアビトゥア試験、中島直忠編；世界の大学入試、時事通信社、p.313、昭和61年、所収)。

注7) 「第1次草案」は、NRW州文部省が「ボン協定」の趣旨に則り、他の州にさきがけて1972年に発表した一連の新教授計画構想の中の第16集「Curriculum Sport」で、ここでは「重点教科スポーツは極端に高い要求がなされる教科ではない」こと、「中等教育段階IIの全期間を通して選択履修する重点スポーツ種目数を2とする」こと、「重点教科スポーツを選択するための前提条件は、選択した2つのスポーツ種目の中級教育段階の学習目標を、評定「良い」以上の成績で達成すること」などが構想されていた(同書49ページ)。

文 献

1) 天野正治：現代ドイツの教育、p.138-139、学事出版、1978。

- 2) 同上書, p. 118-120.
- 3) 天野正治: 西ドイツ教育の語るもの—私の教育の旅—, p. 57, 学文社, 1981.
- 4) Bundesministerium für Bildung und Wissenschaft: Bildungsbericht'70, Bericht der Bundesregierung zur Bildungspolitik, 1970.
- 5) a.a.O.s. 55-57.
- 6) Bundesverband Deutscher Leibeserzieher: Empfehlungen zur Neugestaltung des Unterrichts im Fach Leibeserziehung. In: Zeitschrift "Leibeserziehung", 19-10, s. 333-335, 1970.
- 7) Deutscher Bildungsrat: Empfehlungen der Bildungskommission; "Strukturplan für das Bildungswesen, Verabschiedet auf der 27. Sitzung der Bildungskommission am 13. Februar 1970.
- 8) a.a.O.s. 58-59.
- 9) Gabler, H. und Bergner, K.: Modelle und Maßnahmen zur Förderung des Leistungssport, In: Gabler, H. (Hrsg.), Schulsportmodelle in Theorie und Praxis, s. 48, Hofmann, 1976.
- 10) KMK (Die Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland): Vereinbarung zur Neugestaltung der gymnasialen Oberstufe in der Sekundarstufe II vom 7. 7. 1972. In: Sammlung der Beschlüsse der KMK, 3. Auflage, 1983.
- 11) a.a.O.s. 175⁻²².
- 12) a.a.O.s. 175⁻²⁵.
- 13) KMK., et. al.: Aktionsprogramm für den Schulsport. In: Wolf, Norbert; Dokumente zum Schulsport, s.182-190., "Theorie der Leibeserziehung, Texte-Quellen-Dokumente", Band 10., 1974.
- 14) 成田十次郎: ヨーロッパにおける学校体育の動向, 「健康と体力」第7巻第1号, p. 20, 1975.
- 15) Nordrhein-Westfalen, das Kultusministerium: Sekundarstufe II, Lehrplanentwurf Sport, 1973.
- 16) a.a.O.s. 14.
- 17) a.a.O.s. 141.
- 18) a.a.O.
- 19) a.a.O.s. 143.
- 20) a.a.O.s. 142.
- 21) a.a.O.s. 16.
- 22) a.a.O.s. 143.
- 23) Nordrhein-Westfalen, der Kultusminister des Landes: Die differenzierte gymnasiale Oberstufe in der Sekundarstufe II, Informationsschrift für Schüler, s. 3., 1977.
- 24) a.a.O.s. 4.
- 25) a.a.O.s. 6.
- 26) 竹田清彦・大久保英哲: 西ドイツにおける "Sportgymnasium学校実験" に関する研究—構想の出現背景と概要—, 体育学研究, 第30巻第1号, p. 1-12., 1985.
- 27) 同上書, p. 8.
- 28) 同上書, p. 11.
- 29) 同上書, p. 7.
- 30) 同上書, p. 7-8.
- 31) 竹田清彦・大久保英哲・岡出美則: Steibart Gymnasiumにおける「Sportgymnasium学校実験」について, 筑波大学体育科学系紀要第9巻, p. 1-14., 1986. 3.
- 32) 同上書, p. 5.
- 33) 同上書, p. 7.
- 34) Ziegler, Hans-Jürgen: Leistungsfach Sport, s. 8., Karl Hofmann, 1979.